

Q&A 国民年金

もうすぐ60歳！！

Q もうすぐ60歳になります。老齢基礎年金は60歳からでも受け取ることができると聞きましたが、本当ですか。

A 支給開始年齢を繰上げることはできますが、年金額は減額されます。

老齢基礎年金の支給開始年齢は65歳とされていますが、本人が希望すれば60歳から65歳未満の間でも前倒しで年金をもらうことが可能です。これを繰り上げ支給といいます。

ただし、この場合の支給額は65歳から受けられる額よりも減額されています。というのも、本来65歳から支給されるはずの年金が早くもらえるのですから、トータルとして生涯不公平にならないようにしているわけです。この繰り上げ支給の年金額ですが、今年4月2日以降に60歳になる人から減額の割合が緩和されることになり、60歳になった月から支給を受け始めた場合、65歳から受ける年金額の70%に減額されることになりました(今年4月1日以前に60歳になった人の場合は、従来の58%)。また、年齢きざみで決められていた支給率も、月きざみで決められるようになり、1カ月で0.5%ずつ上乗せされていきます。たとえば、60歳と5カ月で受け始めると72.5%になるわけです。

しかし、早く年金がもらえるからといって、無計画に繰り上げ支給にするのはどうかと思います。というのも、前倒しで受けられるのは老齢基礎年金であり、もしも繰り上げ支給を受け始めてから事故や病気で障害者になっても、障害基礎年金を受けることはできないからです。したがって慎重に考えてから決めてください。

ハイ!
こちら
相談室

暮らしに役立つ情報

県内及び市内において下記事例による被害が増加し、トラブルによる相談が多く寄せられます。トラブルにあわないためにもう一度確認してください。また、同様のケースでお悩みの方はアドバイスを参考にしてください。

問合先 山梨県消費生活センター地方相談室 ☎0555(24)9030
市役所市民生活課

突然の電話で書籍をすすめられて！

【相談事例1 50代 男性】

突然職場へ名指しで電話がかかり、「当方でしている運動に賛同して欲しい。については賛助会員になって写真集を購入して欲しい」と言われた。

聞いたことのない会の名称を名乗り、威圧的だったので断りきれずに写真集の送付に同意してしまった。必要なない物で断りたい。

【アドバイス】

電話で勧誘し、その電話の中で契約していますので、商品が届いたら販売者と住所を確認して、契約解除通知書を出すように話し、商品は着払いで返送するようにアドバイスしました。通知書は両面のコピーをとり、簡易書留で発信して、商品については、発送の控えを保管しておくように伝えました。

【相談事例 2 50代 男性】

自営をしているが、突然電話がかかり耳にしたことのない会を名乗った。「当方からお宅に直接出向いて、会の主旨を説明させてもらってもいいが、責任者である私が電話をしている。協力をしてもらう形で書籍を買って欲しい」と言われた。断って何か被害を受けても困ると思い返事をしたが断りたい。

【アドバイス】

電話勧誘販売は、消費者が契約後、法定書面が届いた日から8日間は通知を出すことによって「申し込みの撤回」や「契約の解除」をすることができクーリング・オフが適用されます。法律による権利ですから恐れず、しっかりと通知しましょう。